

『指月印禪師語録』にみる指月像

佐々木 章 格

はじめに

江戸中期に活躍した洞門学僧で、三光老人とも呼ばれた指月慧印（一六八九—一七六四）の「語録」は、今日彼の著述が数多く伝えられるにもかかわらず、その所在がつかめないばかりか、「語録」の存在自体も、あるいは果して「語録」が編集されたのかどうかということをも含めて、これまで不明とされてきたのである。

今度、幸いにして、指月の「語録」が写本の形態で、刈谷市の刈谷図書館（村上文庫）に所蔵されていることが判明し、昨年度の宗学大会において「指月印禪師語録について」と題して紹介した。さらに刈谷図書館のご好意により、語録全部を『宗学研究二七号』（昭和六〇年三月、曹洞宗宗学研究所）に掲載することができたのである。

そこには、「語録」に出ずる固有名詞等に関して、若干の註記をなした程度であるが、その語録の一一の文章を見当す

ると、指月の学風あるいは思想に関しての、いくつかの特徴が瞥見されるので、今回ここに論ずる次第である。

まずはじめに「語録」の形態を簡単に紹介すると、『指月印禪師語録 全』と題された一巻一冊の写本で、その内訳は本光寺語録（侍者大心等編）一六点・竜淵寺語録（侍者雄山等編）一四点・小参六点・林昌寺語録（侍者養山等編）四点・拈古四六点・頌古一〇点・法語三点である。このうち本光寺とは栃木県安蘇郡にあつて指月は二二世に住し、竜淵寺は埼玉県熊谷市の寺院で指月は三〇世に住している。さらに「林昌寺語録」は、指月が群馬県吾妻郡林昌寺一〇世の全峰無隠（一七七五）の開堂に際して白槌師を努め、のち戒師となつて授戒会を催した時のものである。

通常「語録」には、その行実や行歴が附され、さらに刊行された場合には「序」や「跋」が付け加えられるのであるが、この「語録」には、残念ながらこの類は付されていない。

『指月印禪師語録』にみる指月像（佐々木）

いずれにしても、その伝記さえ詳らかにしえない指月の「語録」が発見されたことは、殊に貴重な存在といわなければならぬ。またこの「語録」に収録されるものの年代は、本文中より判明する限りにおいては、享保一〇年（一七二五）指月三七歳の時より、延享三年（一七四六）指月五八歳までの、二二年間にわたるものである。

ここで、この「語録」から類推できることは、①指月のこの間の行状なり動向がはっきりしたということ。②授戒会興行を盛んに行なっていたということ。③古規復古にも意欲的であったこと。④指月の本師はやはり牧田春翁（一七三四）ではないこと、などが挙げられる。

語録にみる指月の動向

まずはじめに、①指月のこの間の行状なり動向がはっきりしたことについてであるが、指月はその生涯において、今の山形や長崎・三重県・福島県でもその活動を行ない、江戸梅檀林においても学僧として化を張っているが、この「語録」に載せられる指月の活動した範囲は、今の関東地方である。

その概略を述べれば、④栃木県安蘇郡の本光寺への入院晋山 ⑤埼玉県行田市嶺雲寺での仏涅槃上堂 ⑥熊谷市竜淵寺への入院晋山 ⑦群馬県藤岡市光徳寺での上堂 ⑧前橋市竜海院での完戒上堂 ⑨北埼玉郡寿昌寺での完戒上堂 ⑩深谷

市蛟心寺の完戒上堂および小参 ⑪群馬県吾妻郡林昌寺での白槌および完戒上堂などが挙げられる。この件については、すでに昨年度の『宗学研究』の「語録」の註に詳しく記しておいたので、ここではこれ以上触れないことにする。

指月と授戒会の興行

次に②授戒会の興行であるが、指月と授戒会とのつながりは、これまで種々取り上げられてきたように、非常に深い関係にある。というのは、指月の著作として伝えられる『開戒会焼香侍者指揮』は、現在のところ授戒会に関するまとまったものとしては、最も古い文献とされているからである。この『開戒会焼香侍者指揮』という著述は、巻末の識語に拠ると、指月が宝暦年中に東武安養院つまり本庄市の安養院二世大鎮寛護（一七六九）の初会結制における戒会中に、指月が焼香侍者の作法を中心に述べたもので、英海印という僧の書写したものである。この書により当時行なわれていた授戒会の規模やその差定・方法などが知り得ることができる貴重なものである。

しかし指月自身が、実際にどの程度、この授戒会に関与していたかということになると、記録がなく不明とされていたのである。この「語録」には竜海院や寿昌寺などでの完戒上堂語、合わせて五点が収録されており、この記述によって、

指月自らが戒師となつて方々で行なつていたことが証明された訳で、当時盛んになりつつあった授戒会の陣頭指揮を行なつていたことが、はっきりしたといえるであらう。

古規復古に關して

次には③古規復古に対する態度である。いうまでもなく古規復古とは、古清規・古儀規を復興すること、とくに江戸期曹洞教団において古規の復興を目指した運動で、指月はいわばこの後期に属する。指月の「語録」中にみられる語に、まづ本光寺での「晋山上堂語」中に、

即日上堂 祝聖拈香曰。万邦尊九重人。四遠久成海岳鎮。願願聖明難仰讚。下堂照臨育有民。答不録。師廻云。出無轍迹。無室廬。出処用捨臨機分疎。衲僧家一似神童之能大能小或隱或見成明成暗。而變化自在優游無際。故免喫人家飯。臥自家牀之訓。幸今賓主相遇之時。雖非膠漆乃是水乳。六和之道。四攝之法。是乃仏祖家常也。請諸禪德。宜依先德之条例。而住。拾得口。喫飯。勿下向別處。厠。以下略

とあり、「結夏上堂」には、

結夏上堂 道不三行。依人分疎。人不三獨貴。以道綿如。苟克其終。必固其初。今居三界無安。能解三冬安居。依旧正伝壁觀三昧特地摸索自己風光。然有得有未得。因用心。當不當。以下略

『指月印禪師語録』にみる指月像（佐々木）

といい、竜淵寺での「僧堂落成慶讃上堂」語中に、世尊・百丈懷海・枯木法成・永平道元の、当時古規と目された人々の語を引いてのち、

若能如此四件教誡。則不隨時俗之習。免不類之責。古今無異。專孔孔法。之中不與世浮沈。山門多幸。承前任牧田和尚之鼎命。且勞大家之力。新造僧堂。竊比古規。古云。生今世。行古道。危哉。山僧一臨危時。行危事。固危哉。又云。溫故知新。是生今世學道。必可追古時。又曾聞。危而後安。然則危則安之本乎。凡興盛家國。創立雄基。須賴謀臣猛將。今欲賴股肱心腹之人。以興吾家國。立太平。希大家依隨仏祖心。適從箴規。上酬仏恩。下資三有。不恥本志。畢竟賓主相遇。依新堂。逐古規。一事。以何証拠。良久曰。独坐太平山。卓拄杖一下。便下座。

と述べており、さらに「小參」の中でも、趙州洗鉢などの公案を出したのち、

近日師僧多見莽齒。徒語悟悟。面牆岸岸。且道。今斯迷迷又是誰也。勿謂木杓漆桶。元是汝通身遍身。通遍則不問。何物是身。畢竟以何為衆語。宗旨。豎仏云。止止不須説他事。我家自有古箴規。伏惟大眾。久立珍重。

と述べて、当時の状況を批難している。

当時の教団が古規を無視して行なわれていたことは、指月の

『指月印禪師語錄』にみる指月像（佐々木）

他の著述にもみられるところであり、指月はこのような状況下にあつて古規に復することを切に望んだことがうかがわれる。

竜淵前住牧田と指月

次には④指月の本師が従来いわれていたように、やはり牧田春翁ではないということである。この件に關しては、すでに拙稿「指月慧印をめぐる人々」（『宗学研究』二六号）と題する小論の中で、指月の受業師が先笑春開（一六三七—一七一六）であり、法幢師が北岸嗽海（一六五二—一七二〇）、そして本師が月峰快雲（一一七—一七）であることを、『西光院過去帳』（詳しくは『武中山西光院開創當時過去帳』という）により証明したのである。この「語録」には、本師月峰については何らの記載も見い出せないが、竜淵寺の前住牧田については次のように記載されている。

まず「牧田和尚忌上堂」には、

牧田和尚忌上堂 竺土大仙東西密附。及是七顛又八倒。自得二回互不回互。菩提煩惱因角見兔。生死涅槃梯空說悟。去來之中誰是其主。記得。南泉遷化。陸恒太夫人寺下祭。呵呵大笑。院主問云。太平先師有師資義。何不哭。太夫云。道得則哭。主無對。太夫哭云。蒼天蒼天。先師去世遠矣。衆中太為奇特會。商確詮量。山僧不欲下与世人同。何也。寧有。其眼。不。如。無。

口。縱是大夫始終笑始終哭。与先師大遠矣。今太平為祭主。供養田老和尚。諸禪德。當。哭。是笑是。豎。弘云。太平元是大家事。須見將軍見太平。便下座。

といい、先に挙げた「僧堂落成慶讚上堂」中にも「山門の多幸、前住牧田和尚の鼎命を承け、且つ大家の力を勞す」と述べ、さらに「十三回忌上堂」でも、「竺土大仙の心東西密に付す」と師資の相承を述べたのち、

今日恭遇。当山第二十九世中興上牧下田老和尚十三周忌之辰。諸弟等相集。供養其真。或以珍羞禮敬。或以身肉手足。可謂。各知恩報恩也。唯山僧得。恩不能酬。恩。卒。堅。空。拳。呈。真前。自愧不類人。（以下略）

といっている。いずれも本来ならば「本師——」という箇処で、前住としか冠されていないことからしても、以前にいわれていた本師牧田説は不当としなければならぬであろう。ただ「指月慧印をめぐる人々」（前出）の牧田の項で、「指月の著述の中には、なぜか春翁についての事蹟が何ひとつ記載されていない」としたことについては、この「語録」の発見により修正されなければならぬまい。

ともあれ、指月と牧田との法嗣關係はなかったにしても、前住として以上の親密な關係にあったことは、この「語録」からも十分に知られる如くであり、このような師資以上の間柄から、退院後の指月が、年回忌の導師に請されていると思

量されるのである。とくにこの「十三回忌上堂」語よりは、指月の牧田に対する深い心情が汲み取られるであろう。

おわりに

以上、簡単ではあるが、『指月印禪師語録』の発見により、これまで知られていなかったいくつかの点を述べた。従来はその著述のみを通しての指月研究しかできなかったのであるが、この「語録」を考察することによって、より一層指月像が明確となり、江戸期曹洞宗学における指月の位置やその役割というものが、はつきりと捉えやすくなったのではないかと考えられる。さらに、古規を念頭に置いた指月の立場からみれば、別に「観古老人」と呼ばれていたことも、重要な意味が込められていることがわかる。

ただ残念なことは、この「語録」が指月の全生涯を通してのものでないこと、書者年月日や筆者名などの、写本の伝承が詳かでないことなどがある、ということであろう。

(曹洞宗宗学研究所所員)

会員資格に関する内規

一、会員は原則として新制大学又は短期大学卒業以上、あるいはそれに相当する学力を有する者とする。入会に当っては学会役員(理事又は評議員)一名の推薦を得た上、理事会の承認を必要とする。

二、学術大会における発表資格者は、原則として新制大学院修士課程修了以上、又はそれに相当する学力を有する者とする。

三、会費を三年間滞納した者は退会したものと認める。又、会の名誉を著しく害なう等会員として不適當と認められる者については、理事会の決定により除名することができ。